

## 2017年度第三回学長懇談 議事要旨

日時場所：2018/04/05 16：00～17：00 事務局3階特別会議室

組合側参加者：中央執行委員長、副委員長、書記長、書記次長

大学側参加者：学長、総務・財務担当理事、研究担当理事、研究支援・産官学連携センター教員2名、研究・社会連携部長、産学連携・研究推進課職員2名、人事課長、人事課副課長、人事課専門職員

### 【話題】

「徳島大学の競争的資金制度等による安全保障技術研究への対応について（原案）」について。

★要望文書は下記 URL を参照。

<http://tokushima-u-union.in.coocan.jp/document/20180328military.pdf>

### 【大学側の回答と組合側見解の要点】

#### 〈大学側回答〉

- ・ 今回の原案は、「軍事研究は行わない」という原則により作成した。
- ・ 防衛装備庁は憲法にもとづく国の機関であり、それが公募する資金は憲法に従って運用されているので、問題はない。
- ・ 大学として同制度への応募を認めないことは、研究の自由を侵害することになる。

#### 〈組合の見解〉

- ・ 日本学術会議声明で、防衛装備庁の制度は「研究への国の介入が著しい」とされていることから明らかなように、今回の争点は「軍事研究の是非」でなく「研究への国家介入」の問題である。
- ・ 現時点において審査基準を公表し、防衛装備庁の資金への応募を可能にするのは拙速である。
- ・ 「科学と軍事」についての市民シンポジウムを開催するなどして、社会的合意を得る努力を行うこと。
- ・ 他大学の基準の引き写しでなく、自分たちの言葉で基準を作成すべきである。

★以下の議事要旨において、発言内容は論点を整理し、適宜要約したものである。

### 【大学側からの説明】

大学：まずは、組合からの申し入れで指摘された点について、大学側の見解を回答する。そののちに意見交換を行いたい。

本学の理念として、「研究によって社会の平和的な発展に寄与する」ということがあるので、軍事研究は認めないというのが大原則だ。

今回の基準原案は、「軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、その適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査する制度を設けるべきである」という日本学術会議の声明を受けて作成したものである。今回の組合の申し入れでも言及されている防衛装備庁の制度が重要な要因となっているが、それだけでなく、アメリカ軍から研究申請しないかと誘われるとか、一見平和的に見えても実は軍事的な意図がある研究とか、さまざまな事例がある。防衛装備庁の制度だけでなく、そうしたものについても審査する制度が必要だ。

原案の作成にあたって、研究支援・産官学連携センターを中心に、他大学の例を収集し、それらがどういう考え方に基づくものかといった点を検討した。いくつかの基準の例の中から、もっとも網羅的なものとして豊橋技科大の基準と同様のものを本学でも採用しようということになった。その後、研究戦略室で審議し、原案を作成した。

各基準について組合からの指摘に回答したい。基準1「戦争を目的とした研究ではないこと」というのは審査基準として機能しないということだが、これは大前提を示したものであるから、問題ないのではないか。

基準5「研究の成果が破壊的行為に悪用される危険があることを認識し」について、そのような認識を持つような研究は戦争研究ではないかという指摘については、この文言は日本学術会議の行動指針をもとにしたものである。

基準6「知的財産が所定の条件の下で本学に帰属する」というときに、「所定の条件」として念頭にあったのはいわゆる「日本版バイ・ドール法」の適用になるかどうかということだ。

基準7「資金提供元による適切な進捗管理の下で」というのは、経理的な進捗状況の管理という意味で、研究内容の管理は意味しない。

基準8に対して、「特定秘密法に指定するかどうかは防衛装備庁が決める」との指摘だが、防衛装備庁の制度の公募要領に「特定秘密には指定しない」と明記されている。

#### 【意見交換】

組合：本学が軍事研究を認めないという基本方針を掲げていることには賛同する。しかし、ここで示された原案では、どんな研究でも「軍事研究でない」と言い張ることで承認される恐れがある。一般論として、軍事研究か否かを内容によって区別することは困難で、水掛け論にしかならない。これまでの懇談でも主張してきた通り、「防衛省や他国の軍からの研究資金は受け取らない」という基準を掲げた方がクリアだ。  
大学：それがクリアなのはその通りだが、防衛装備庁というれっきとした国の機関がや

っている制度に対して、大学が教員に対して応募を制限することができるのか。それこそが研究の自由の制限ではないか。学内的には、産官学連携センターなどから、正当な制度に応募して何が問題なのかといった意見も出ている。

組合：日本学術会議の声明を受けて審査基準案を作ったということだが、申し入れ文書にも書いたとおり、声明の主旨は単に「審査制度を作れ」ということではなく、資金の出所に対して慎重な判断が求められるということだ。それはつまり、防衛装備庁の制度には応募するべきではないということだ。

それからもう一つ、なぜ原案の下敷きにしたのが豊橋技科大の基準なのか。同大の学長が軍事研究の容認派・推進派であることは周知のことだ。それを引き写した基準を公表すれば、徳島大も軍事研究容認派・推進派のレッテルを貼られることになる。基準を作るのは大変結構だが、自分の言葉で考えて作ったらどうか。

大学：なぜ豊橋技科大の基準を準用するかという点について。産官学連携センターでは全国 46 大学について訪問やインターネットなどを通じて調査した。その結果、約 20 大学が何らかの審査を行っているとのことだったが、基準を作っているところは少ない。そうした基準を比較検討した結果、豊橋技科大のものがもっとも網羅的だったので、参考にした。同大を訪問して担当者にインタビューし、徳島大学の原案として準用することにも同意を得た。

組合：原案の序文で、「現在、研究の内容については審査していないので、審査制度を作ることで規制を図りたい」という趣旨の文言があり、基本的な姿勢としては評価する。しかし、現実問題として、科研費を含むすべての研究費申請について、軍事研究であるかどうかを審査することが可能なのか。

大学：現時点でも、産官学連携センターでは、年間 1,000 件を超す案件について審査を行っている。この審査制度ができれば、すべての研究費申請について審査するつもりということだ。

組合：研究内容について軍事研究か否かを審査することは困難だ。結局、素通りになってしまう危険性もある。今回の防衛装備庁の制度の問題点は、大学は軍事研究をしてもよいかどうかということではなく、日本学術会議の声明でも指摘するように、「国による研究への介入が著しい」点にある。これまでの「大学改革」で、大学は研究や教育に対する国家介入を受け続け、相当に疲弊している。そこに防衛省による介入まで受けるようなことになれば、研究の自由が失われることになる。

大学：最終的には憲法第 9 条の解釈問題に行き着くのだろうが、防衛装備庁も憲法の範囲内で作られた国の機関だ。そこでの制度なのだから、当然、憲法の範囲内で運用される。何が問題なのか。

組合：現政権が憲法を尊重しておらず、安全保障法制や防衛装備移転三原則などで、憲法学者の大半が違憲と考えるような行動をとっている。そうした状況下で、国の機関だから憲法の範囲内だ、何の問題もない、というのはいささか素朴だろう。「大学

改革」において、文科省からの介入で、憲法で保障された「学問の自由」がないがしるにされているのが現実ではないか。

大学：それはあなた個人の見解だ。そうでないと考えている人も多い。国立大学は国からの予算で運営されているから、(国会の審議を経た上で決定されたことであり) 国の意向を尊重しないわけにはいかない。

組合：たとえ文科省からの介入は避けがたいとしても、それに防衛省・防衛装備庁からの介入を上乗せすることはない。とりあえずは予算に応募しなければそれらの介入は避けられる。単に国の方針に従うのでなく、大学としての見識を示すことが大切だ。

それから、この場で個人の見解をもとに憲法論争をするつもりはない。ぜひ理解してもらいたいことは、現実的な判断として、現時点では基準の制定を行わない方がよいということだ。現在、一部に積極的に応募している大学があるが、大部分の大学が様子見だ。しかも、前回の採択実績を見ると、大学は採択されていない。つまり、いま急いで応募しても、採択される可能性は低い。しかし、応募したという実績が残ってしまう。あとで制度の問題点が見えてきても、その時点で引き返せなくなってしまう。それに対して、今年様子を見ておけば、採択される可能性はないが、他大学で採択されて、具体的に防衛装備庁のプログラムオフィサーがどれぐらい口を出してくるか、どれぐらい研究成果の公表が制限されるかといった実態が見えてきてから、実際に安全だと分かった段階で応募を認める方向に舵を切ることができる。やはり介入が著しいと分かったら取りやめることができる。

大学：現時点で安全ではないか。

組合：確かに公募要領の表紙に、「特定秘密には指定しません。研究内容に干渉しません。

公表は制限しません」などと赤字で書いてある。これは、池内了氏らが制度への懸念を直接装備庁に伝えた結果、書かれたものだという<sup>1</sup>。しかし、表紙にそのように書いてあるが、公募要領をよく読んでみれば、「公表には防衛装備庁への事前の報告が必要」だとか、さまざまな制約がかかっている。表紙の箇条書きがウソにならないようにしながら、実質的には防衛装備庁が研究への介入を行えるような仕組みになっている。表現だけどんどんソフトにしながら、実質的には何らの譲歩もしていない。先日の公募説明会に行った人からの報告によると、防衛装備庁側は「契約の文言は一文字たりとも変更できない」と言っていたという。つまり、彼らは自分た

---

<sup>1</sup> 池内了『科学者と軍事研究』(岩波新書)を念頭に置いての発言だが、正確な引用としては、「実は、2016年11月18日に開催された日本学術会議の「安全保障と学術に関する検討委員会」の第六回会議で、私は参考人として意見を述べるとともに、防衛装備庁からの参考人と論戦した。そのとき、成果の公開についての文章に一貫性がないことと、特定秘密保護法との関係について一切の言及がないことを指摘したのである。装備庁の参考人はすぐに応えられず、後日それへの対応をまとめた上で(十二月二日付き文章)、公募要領の表紙に掲載したのであった」(18頁)。

ちのやりたいことができるように、十分に練ったうえで表現を決めたということだ。表紙に書いてあることをそのまま受け取って安全と判断するのは早計だろう。

もう一つ、今やらない方がよい理由として、現時点で朝日新聞、毎日新聞、共同通信社など、現政権に対して批判的なマスコミ各社が大いに注目していることを忘れてはならない。現時点で豊橋技科大と同様の審査基準を公表すれば、彼らの目には「徳島大は推進派」と映えることは間違いない。そのように報道され、レッテルが貼られたら、それをはがすのは困難だ。

大学：われわれは軍事研究はしないと言っているのに、どうしてそんなレッテルが貼られるのか。

組合：学長が軍事研究をしないという考えなのは分かるが、問題は学長の真意ではない。

経営者として判断しなくてはならないことは、マスコミにどのように報道されるかを予測することだ。豊橋技科大の基準が防衛装備庁の制度を念頭においており、それへの応募を容認するためのものであることは明白だ。学長が軍事研究をしないつもりでも、基準自体がそうした性格のものになっている。

大学：政権に批判的なマスコミだけではないだろう。

組合：もちろん、産経や読売など政権寄りのマスコミもある。それらが好意的に報道するかもしれないが、問題は、多様な意見があってもよい、というふうになっていないことだ。安保の問題は炎上しやすい話題だ。賛成派と反対派がお互いを攻撃しあう論争の渦中に、徳島大学が投げ込まれることになりかねない。とくに昨今は、森友問題の再燃などで、政権批判側がさらなる批判アイテムを探している。大学における軍事研究もそうした観点で取り上げられている。そういう状況認識を持ってもらいたい。

最近、日本科学者会議<sup>2</sup>に参加してきたが、そこでも徳島大学が防衛装備庁の制度に対してどういう態度をとるか、高い関心が持たれている。市民団体などからも問い合わせがある。そういうところに、豊橋技科大の丸写しに見えるような基準を公表したら、市民側から大いに批判を集める可能性がある。

大学：市民といってもいろいろな考えの人がいるだろう。

組合：いろいろな考えの人がいるだけならよいが、そうでない。大学における軍事研究は、すでに「炎上 이슈」になっている。徳島大学は軍事研究はしませんと言っても、そう言うだけでは額面通り受け取られない。市民に対しても十分に説明を行い、社会的合意を形成する努力が必要だ。

大学：だから原案を作った段階で学内にパブリックコメントを求め、組合からの要望に対してもこうして話し合いの場を持っている。

組合：そうした対応には十分に敬意を表している。しかし、聞くところではパブリックコメントに回答したのは3名だけで、内容は批判的なものばかりだった。それにも

---

<sup>2</sup> 組合側速記録の誤り。正しくは「軍学共同反対連絡会」。

かかわらず、原案通りに決定するのでは、いささか拙速だろう。しかも、この問題は大学内部だけの問題ではない。大学は社会的存在で、とくに大学と軍事という論点については社会から大いに注目を集めている。先日、北九州市立大学が、「科学技術と倫理」というテーマで公開シンポジウムを開催した。本学でも同様のシンポを開催するなどして、社会的な説明と合意形成の努力をするべきだと考える。

大学：どのような趣旨のシンポなのか。

組合：表題の通り、科学技術と倫理についてのシンポだが、具体的には、防衛装備庁の制度への対応が念頭にある。シンポには、制度に対して批判的な池内了氏と望月衣塑子氏が登壇し、同大の理事とディスカッションを行った。

大学：それで結局どうするというのか。

組合：結局、審査基準を作るということだ。

大学：要するに、防衛装備庁の制度に応募することを認めて、そのための審査基準を作るということなのだろう。それなら、本学では原案はもうできているので、本学の方が取り組みが進んでいるということだ。

組合：基準が同じようなものだという結果が重要なのではなく、できるまでの過程が重要だ。基準の中身としても、豊橋技科大のものを引き写すのではなく、市民シンポなどを開催し、そこでの議論を十分に踏まえて、自分たちの言葉で基準を作ることが大切だ。北九州市立大学のシンポは、軍事研究容認派で固めるのではなく、批判的な2名を呼んできて対話を行ったという点が重要だ。そうしたプロセスの中で、軍事研究をしないことを広く社会に訴えていくことが必要だ。

大学：では記者会見などをすればよいか。

組合：記者会見は一つの方法だが、記者会見はシンポジウムの代わりにはならない。

大学：軍事研究はしないとやっているのに、何が問題なのか。

組合：今回の基準が、防衛装備庁の制度への応募を可能にするからだ。これまでは、「審査制度ができていないから応募を認めない」と言っていた。それが、「応募を認める」というふうに転換することが、社会的に問題視されうる。

大学：応募が可能になるのではない。応募が可能かどうかを審査して決めると言っているのだ。

組合：これまでは応募の可能性がゼロだったが、これからは応募の可能性が開けるということだ。これは大きな転換となる。先ほども言ったが、現在、マスコミは、現政権が憲法に違反して軍事研究を進めようとしていると考えており、その方向で報道をされる可能性がある。このままの基準を公表したら、「徳島大学は軍事研究を認める」と見出しを付けられる可能性がある。

大学：そこまで言うともマスコミ不信ではないか。

組合：楽観視できる状況ではない。起こりうる可能性を十分に考えて行動しなくてはならない。

基準の具体的な項目について、問題点をすでに申し入れ文書に指摘したが、基準 6～8 は防衛装備庁の制度を容認するための文言となっている。内容についての歯止めとしては、「戦争を目的とした研究でない」という抽象的なことしかないので、解釈次第でザルになってしまう。今の学長は軍事研究をしないと言っているが、基準であるからには学長が変わっても歯止めとして有効なものでなくてはならないが、この基準ではその役に立たないだろう。報道によると、日本学術会議でも基準の雛型作りに乗り出すそうだ。そうしたものも見てから、十分に検討した方がよい。

それに、基準を考えるときに、のちのちの応用まで十分に考えているのか。基礎研究だから、どんなふうに応用されるかまでは責任を持ってません、最終的にどこかの国で攻撃兵器に転用されても知りません、というのでは、いささか無責任だろう。

大学：そんなことを言い出したら、科研費など、すべての資金について同じことが言える。ゲノム編集だって、インターネットだって、悪用は十分可能だが、だからといってその研究を規制することはできないだろう。

組合：だんだん議論が水掛け論になってきた。ここまでの話で、学長が軍事研究をしないと言っていることは了解した。それから、防衛装備庁という国の機関がやっている制度だから問題ないという認識だということも理解した。それに対して、われわれの見解は、第一に、現時点で審査基準を決定するのは拙速だということ。理由としては、防衛装備庁の制度は炎上 이슈 になっているので、徳島大学が政治的論争に巻き込まれて不要なレッテルを貼られる可能性がある。多くの他大学が様子見をしている段階だから、本学としてももう少し様子を見た方がよい。日本学術会議の基準雛型の発表も待った方がよい。第二に、市民シンポジウムなどを開催して、徳島大学としての立場を社会的に発信すること。第三に、そのようにしながら社会の側の意見も入れて、自分たちの言葉で基準作りを行うこと。そのためには時間がかかるから、やはり現時点での基準決定は拙速だということになる。ぜひ、今日の議論を後で冷静に思い返して、慎重に検討してもらいたい。

以上